

質問に対する回答

工事名)東北自動車道 碓ヶ関IC～青森IC間可変式道路情報板設備更新工事

質問事項と回答

No.	質問内容	回答
1	特記仕様書の P.45 第4章 工事細部に関する事項 4-3 の試掘工の範囲についてですが、共通仕様書に既定のある1箇所/20mの試掘についても監督員と受注者による協議対象と考えてよろしいでしょうか？ (当初設計には試掘工は一切含まれていないと考えてよろしいでしょうか？)	特記仕様書 P.20 1-30「設計図書の変更及び追加について」に記載の通り、試掘工は設計変更で追加といたしますので、当初には含まれません。